障がい者支援施設等からの役務の提供等について

大阪府財務規則第６１条の４第２号に基づく、障がい者支援施設等からの役務の提供等についての契約の予定は次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役務の提供 | 契約内容 | 契約相手方の決定方法 | 相手方の選定基準 |
| 元南大阪食肉地方卸売市場敷地除草業務 | ○契約予定日　令和７年９月２日○契約期間　令和７年９月10日～令和７年11月17日○履行場所　松原市河合六丁目地内 | 地方自治法施行令第167条の２第１項第３号による障がい者支援施設等からの役務の提供に基づく随意契約。 | ○地方自治法施行令第167条の2第１項第３号に定める障がい者支援施設等であること。○過去に障がい者支援施設等において清掃、除草業務の受注実績があること。○過去に当該除草業務を受注しており契約を履行する能力を有すること。 |